

よくある質問

Q1：傷病手当金は、どのような制度ですか？

A1：被保険者が、業務以外の病気やケガにより療養のため仕事につけず報酬を受け取れないとき、生活保障として傷病手当金および傷病手当金付加金が支給されます。
 ※業務上および通勤途上の病気やケガは、労災保険で扱われます。

Q2：支給要件の3日以上連続して会社を休む（待期期間）とはどういうことですか？

A2：待期期間の考え方は以下の通りです。

3日間の待期期間には、労務不能であれば有給休暇や土日祝祭日等も含まれます。

1日目	2日目	3日目				
土	日	月	水	木	金	土
休み	休み	有給休暇	無給	無給	無給	休み

1日目	2日目	3日目				
日	月	火	水	木	金	土
休み	有給休暇	有給休暇	出勤	無給	無給	無給

1日目	2日目		1日目	2日目		
日	月	火	水	木	金	土
休み	休み	出勤	休み	休み	出勤	出勤

連続する3日間の休みがないため対象外

Q3：治療のため会社を長期間休みことになりました。どのようなサイクルで申請すると良いですか？

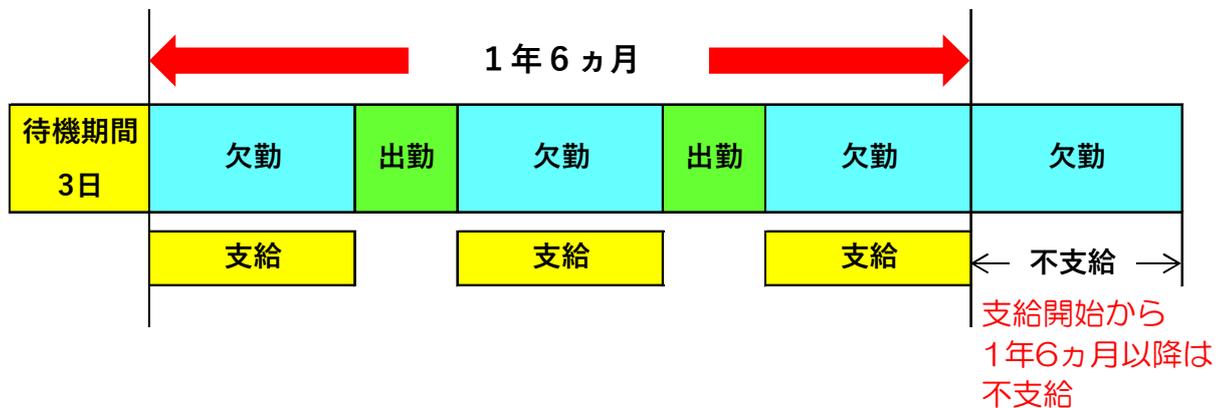
A3：生活保障の一環として支給されている意味合いから、給与と同じように月1回程度のサイクルで申請するのが望ましいと考えます。

Q4：傷病手当金はいつまで受給できますか？

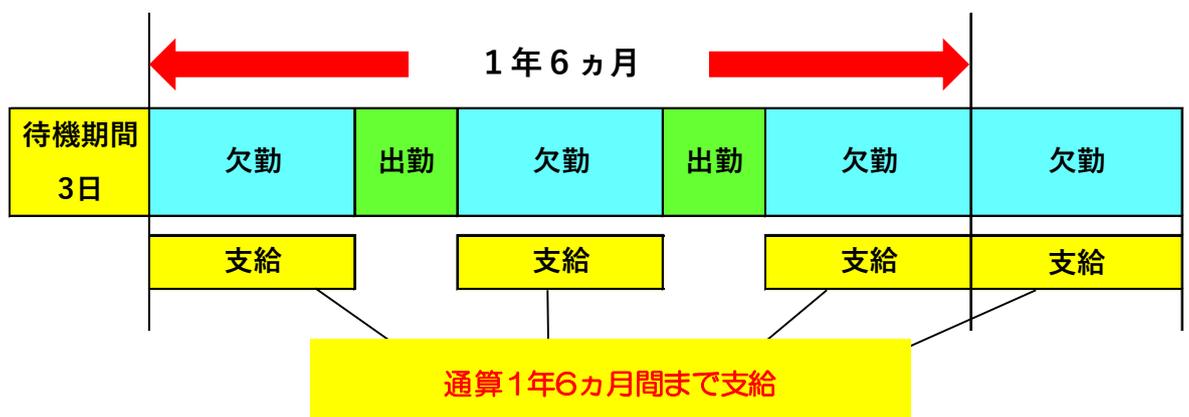
A4：同一の病気やケガおよびこれによって発生した病気は、傷病手当金の支給開始日から最長で1年6ヵ月（暦日）です。また、1年6ヵ月の間に仕事に復帰した期間があり、再び同じ病気やケガにより仕事に就けなくなった場合でも、復帰期間も1年6ヵ月に算入されます。1年6ヵ月分ではないのでご注意ください。

なお、2022年1月の健康保険法改正により治療と仕事の両立の観点から柔軟な所得保障ができるように、支給開始日より通算して1年6ヵ月となりました。

【2021年12月までの支給期間】



【2022年1月からの支給期間】



Q5：傷病手当金と各種年金の調整について教えてください？

A5：各種年金の調整は以下の通りです。

●障害厚生年金等について

傷病手当金を受給している方が、同一の病気により障害厚生年金（同時に障害基礎年金を受けられるときはその合計額）および厚生年金保険の障害手当金の支給を受けられるようになった場合、傷病手当金は支給されません。

ただし、傷病手当金の日額より下回るときは、その差額が傷病手当金として支給されます。

例 傷病手当金日額：5,000円 障害厚生年金：1,440,000円

傷病手当金 日額5,000円	差額1,000円	← 傷病手当金として支給される
	障害厚生年金 日額4,000円 (144万÷360日)	

●退職後の老齢厚生（基礎）年金等について

退職され傷病手当金の継続給付受給者となり、老齢厚生（基礎）年金および退職共済年金の支給を受けられるようになった場合は、支給されません。

ただし、傷病手当金の日額より下回るときは、その差額が傷病手当金として支給されます。

Q6：傷病手当金の支給額について教えてください？

A6：傷病手当金：標準報酬日額の2/3
傷病手当金付加金：標準報酬日額の8割－傷病手当金

「傷病手当金支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額」
÷ 30日 の 8割 = 傷病手当金 + 傷病手当金付加金

例

支給開始日：3月15日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
標準報酬月額 (千円)	240	240	240	240	240	200	200	200	200	200	200	200
	5ヵ月					7ヵ月						

傷病手当金：5,776円 × 2/3 = 4813.333 ≒ 4,813円

傷病手当金付加金：5,776円 - 4,813円 = 963円

【(240千円×5ヵ月) + (200千円×7ヵ月)】 ÷ 12ヵ月

12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均した額
216,666.666…円

÷ 30日 × 0.8 = 5,776円

※1 ※2

傷病手当金
+
傷病手当金付加

※1：30で割ったところで、1の位を四捨五入

※2：0.8で掛けたところで、小数点以下を四捨五入

●被保険者期間が1年未満の場合

「加入期間の標準報酬月額の平均額」

または

「当健保組合の前年9月30日時点における全被保険者の標準報酬月額の平均額」

のいずれか少ない額 ÷ 30日 × 0.8

Q7：帰省中に入院をし、自宅近くの病院に転院したために、転院先の病院では転院後の初診日からの証明しかもらえませんでした。証明がもらえなかった期間は、傷病手当金は受給できるのでしょうか？

A7：医師の証明がもらえなかった期間は、傷病手当金を受給できません。転院前の病院でその期間の証明をもらってください。

Q8：傷病手当金を受給中に退職した場合は、どうなりますか？

A8：退職日までに継続して1年以上（任意継続期間を含まず）の被保険者資格がある方で、退職するときに傷病手当金の支給を受けて（又は受ける条件を満たして）おり、引き続きその病気やケガの療養のため労務不能の状態である場合は、退職後も支給開始日から1年6カ月の範囲で傷病手当金が支給されます。（継続給付）

●注意事項

- 1.退職日に労務に就いた場合、退職日以降の傷病手当金は支給されません。
- 2.雇用保険の失業給付を受ける場合、傷病手当金は支給されません。
- 3.老齢厚生（基礎）年金を受けているときは、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢厚生（基礎）年金の額の360分の1が傷病手当金の日額より下回るときは、その差額が支給されます。同一の病気で障害年金や障害手当を受給している場合も同様です。
- 4.付加金の支給は、TOPPANグループ健康保険組合の被保険者（任意継続被保険者含む）のみの支給となります。

Q9：現在、有給休暇で入院をしており、今後3か月程入院します。今月末で会社を退職しますが、傷病手当金の申請はどのように行ったら良いのでしょうか？

A9：退職日までに継続して1年以上（任意継続期間を含まず）の被保険者資格がある方で、療養のため労務不能であり退職日の前日までに連続して3日以上会社を休み、退職日も休んでいることが必要となります。（労務不能であれば有給休暇や土日祝祭日等も含まれます）そのため、退職日を含め4日前からの申請が最低限必要となります。

例 有給休暇で退職日まで休み退職した場合

退職日：3月31日

請求期間：3月28日～3月31日

1日目	2日目	3日目	退職日
日	月	火	水
28日	29日	30日	31日
休み	有給休暇	有給休暇	有給休暇

← 待機期間完成 → 支給対象 →

退職日が待機期間完成後の休業のため、退職日翌日以降も引き続き傷病手当金が支給されます。

※退職日に労務に就いた場合、退職日以降の傷病手当金は支給されません。